

那珂川町立小川小学校いじめ防止等のための基本方針

本校では、全ての教職員が「いじめはどの子にも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、児童の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した場合には、早期の解決に向けて組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、那珂川町教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針には、「小川小学校いじめ防止基本方針実現のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 組織的な対応に向けて

- いじめ対策委員会を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。
- いじめを始めとする児童指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

2 いじめの未然防止に向けて

- 児童一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身に付けさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実施します。
- 児童一人一人が意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実を図るなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、教育機器の適切な使い方について指導します。

3 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 児童、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

4 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている児童や保護者の立場に立って対応し、いじめられている児童を徹底して守り通します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為をやめさせたことで安易に解決したと思い込むことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめている児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかりと指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向けて取り組めるようにします。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- 解決した後も、いじめられた児童、いじめた児童の双方を継続的に指導・援助し良好な人間関係の構築に努めます。